

### 休日在宅

### 当番医の お知らせ



月/日	内 科 医 (電話番号)	外 科 医 (電話番号)
4/12	星野(今町)医院 (☎66-2103)	寺 師 医 院 (☎62-0137)
4/19	杏 仁 堂 医 院 (☎62-0123)	石 川 医 院 (☎66-2140)
4/26	霜 島 医 院 (☎62-0579)	佐 々 木 医 院 (☎62-2357)
4/29	小 林 医 院 (☎62-0562)	見 附 南 医 院 (☎63-4477)
5/3	堀 医 院 (☎66-2133)	金 井 医 院 (☎62-0116)
5/4	村 上 医 院 (☎63-4600)	寺 師 医 院 (☎62-0137)
5/5	内 島 医 院 (☎66-2446)	石 川 医 院 (☎66-2140)
5/10	田 崎 医 院 (☎62-1122)	佐 々 木 医 院 (☎62-2357)
5/17	富 田 医 院 (☎66-2226)	見 附 南 医 院 (☎63-4477)
5/24	星野(見附)医院 (☎62-0998)	金 井 医 院 (☎62-0116)
5/31	山 喜 医 院 (☎62-0646)	寺 師 医 院 (☎62-0137)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。

### 人 口 の 動 き

3月末日現在・(前月比)・**〔前年同月比〕**

人 口	12,559人(+34)	[+124]
男	6,132人(+31)	[+ 62]
女	6,427人(+ 3)	[+ 62]
世帯数	2,678件(+ 4)	[+ 49]

### 今 月 の 納 税

- 固定資産税 (第1期)
- 国民健康保険税 (第1期)
- 国民年金 (第1期)

—たばこは地元で買いましょう—

- 消防車・救急車の要請は☎119
- 無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署  
☎0258-72-2572

◎お詫び——三月十五日発行の「ふくしなかのしま」三ページ寄付御礼

### 編

### 集

### 後

### 記

広報を担当して九四年、今月号を最後に担当を変わることになりました。毎月ひたすら締め切りと格闘してきた四年間でしたが、この編集後記で最後になるかと思つと少々寂しい気もします。

沢山の方にお会いし、多くのことを学ばせていただきました。反面、自分の力不足から、なかなか思うようなものが出来ず、はたして広報紙としての役割が果たせたのか反省する面も多々あります。ご迷惑をかけた方々に深くおわびいたします。さて、次号からの広報なかのしまは二十歳代前半の青年広報マンが担当します。四年間のご愛読の御礼を申し上げるとともに、今後とも広報なかのしまをよろしく願ひいたします。

の中で、中村徳一郎さんと栗林久美子さんの寄付金額が入れ替わっていました。お詫びして訂正いたします。

### おもな内容

- 平成4年度予算 ②~⑥
- 議会報告 ⑦~⑩
- 老人福祉制度のいろいろ ⑫
- 4月は土地月間 ⑬
- 平成4年度専任員の皆さん ⑭
- 人事移動 ⑮~⑯
- 学校・体育施設使用料一覧 ⑰
- カメラ散歩 ⑱

## 伸びゆく中之島

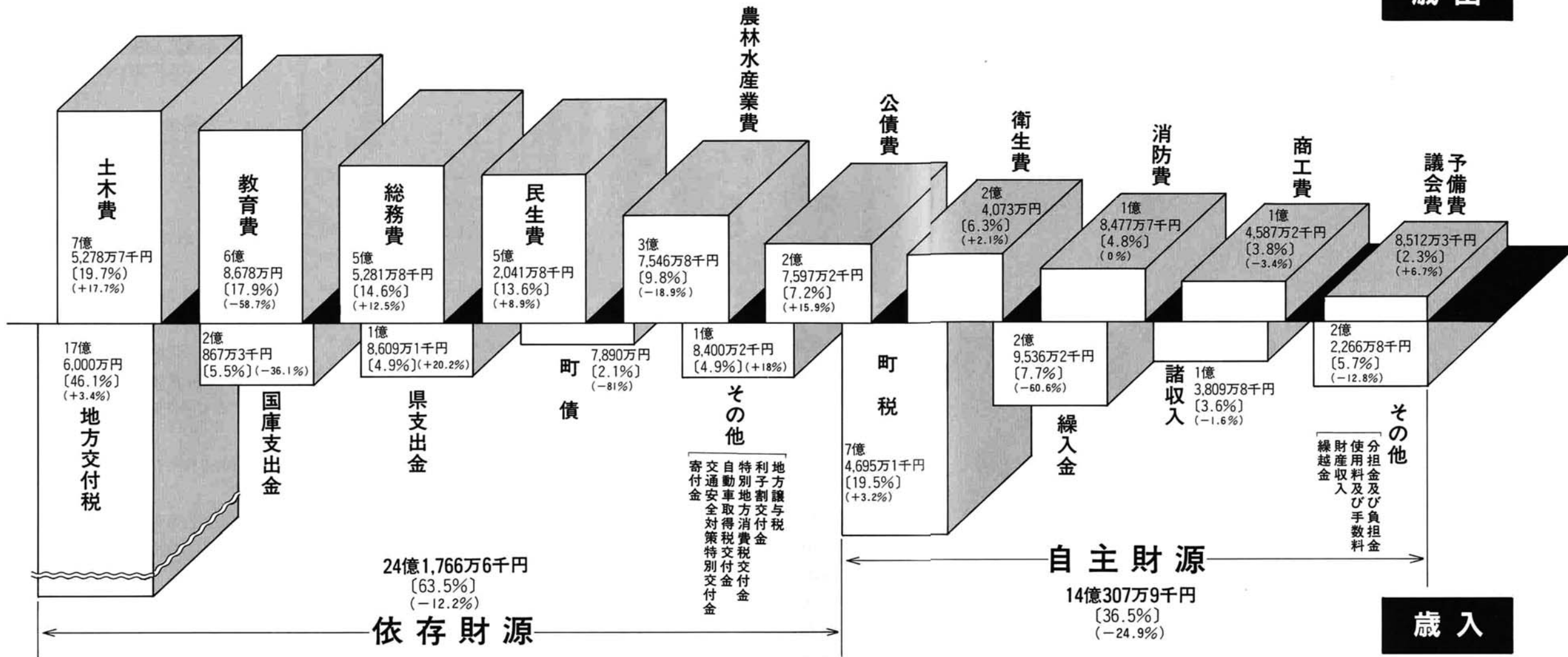
# 平成4年度一般会計予算 38億2,074万5千円

平成4年度  
算  
予

( ) 構成比  
( ) 昨年との増減比

歳出

総額  
五億  
五八五万円



歳入

一般会計  
公共下水道事業  
特別会計  
国民健康保険  
特別会計  
老人保健  
特別会計

今年の町づくりの基本となる平成4年度の当初予算が、三月十二日から行われた第二回町議会(定例会)において可決されました。一般会計と特別会計を合わせると五十二億五八十五万円になります。額が大きくてピンとこないかもしれませんが、みなさんの大切なお金がどのように使われるのかどうぞご確認ください。

## 一般会計予算

### 前年比十七・四%の減 中学校校舎建築が終了

現在、我国をとりまく政治経済情勢を見ると、旧ソ連邦の解体や東西ドイツの統合、湾岸戦争の終結など平和と協調の方向へ向きつつあります。こうしたなかで経済的にはガット・ワルグアイラウンドの交渉が進められるなか、世界的な景気の鈍化が懸念されています。

我が国の経済をみると、景気の拡大テンポは緩やかに減速しつつもインフレなき持続可能な経済成長に移行するものと推察されています。

また、地方財政についても、引き続き財政健全化が要求され、自主的・主体的な地域づくりの推進による、多極分散型国土の形成、生活関連の社会資本の整備、人口高齢化の進展への対応等、ますます大きな役割を担うように求められています。

このような情勢の中で本町の一般会計予算の編成に当たっては、国の予算および地方財政計画、県予算などを十分認識し、引き続き財政の簡素化を推進し、限られた財源の

### 歳出予算

歳出予算を目的別にみると、土木費が七億五千二百七十八万七千円で、予算総額の十九・七%を占めたほか教育費が六億八千六百七十八万円で十七・九%、以下総務費十四・六%、民生費十三・六%、農林水産業費九・八%の順になっています。

大きな事業としては、統合中学校プール建設の二億六千五百五十五万一千円、湛水防除事業地元負担金の六千九百万円などがあげられます。

そのほか道路の新設・改良や三島郡清掃センター組合のごみ・し尿処理施設建設への

重点的かつ能率的な配分に徹し、節度ある財政運営に努めるとともに投資的経費の充実に配慮いたしました。

その結果、一般会計予算の総額は三十八億二千七十四万五千円となり、前年度に比較して十七・四%の減少となりました。

この減少の主な原因は、統合中学校建設事業の大部分が終了したものです。

また、中学校の跡地利用として、今年度は校舎の取り崩しを行うほか基本設計づくりを進めていきます。

今後、計画を詰める中で事業費の一部にふると創生基金を投入するなどし、平成九年を目標に整備をしていきたいと考えています。

ソフト面の事業については、新規事業として在宅寝たきり

平成4年度一般会計予算

38億2,074万5千円  
こんな事業に使います

安全で快適な  
まちづくり

〈道路整備に〉  
町道新設改良事業に 2億9,801万円  
町の単独事業として29路線のほか、流通団地、住宅団地開発道路など  
地方道改修に 1億7,482万円  
国の地方道路臨時交付金事業として中之島大沼線、池之島居掛2号線の整備  
町道の維持修繕に 5,435万円  
〈除雪体制の充実強化に〉  
除雪等委託料に 3,000万円



〈下水道・排水路の整備に〉  
下水道整備に 5,350万円  
下(排)水路整備事業費補助金に 200万円  
〈交通安全対策の推進に〉  
歩道設置工事に 500万円  
交通安全施設の整備に 606万円  
交通安全指導および事故防止対策に 501万円  
〈消防・防災の充実〉  
与板郷消防斎場事務組合負担金(消防分) 9,873万円  
防火水槽新設工事に 1,700万円  
40t級1槽、20t級3槽  
消防用小型動力ポンプ購入に 3台 439万円  
小型動力ポンプ積載車購入に 3台 558万円  
〈住みよい環境整備に〉  
公園施設工事に 700万円  
防犯灯設置工事に 943万円  
し尿処理に 5,523万円  
ごみ処理に 6,683万円

豊かな人間性をほぐみ  
健康でやすぎあるまちづくり

〈学校教育の充実〉  
教材・備品購入に 1,455万円  
中之島中央小学校食堂改修工事に 2,875万円  
中之島中学校プール建設に 20,655万円  
冬季通学バス運転委託料 240万円  
学校給食に 5,845万円  
スクールバス購入に 1,391万円



〈社会教育の推進とスポーツ施設の充実〉

社会教育事業の推進に 781万円  
公民館の運営に 1,646万円  
公民館講堂屋根葺替工事に 1,497万円  
社会体育事業の推進に 408万円  
体育施設の管理・整備に 1,703万円

入沢邸跡地の整備に 1,386万円  
〈町民福祉の充実に〉  
町社会福祉協議会補助金に 1,187万円  
町地域福祉事業補助金に 213万円  
デイ・サービス事業委託料に 2,576万円



高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル事業に 366万円  
地域福祉センター管理運営委託料に 754万円  
老人いこいの家の運営に 400万円  
ねたきり老人紙おむつ購入費助成事業に 336万円  
敬老会事業交付金に 266万円  
保育所の運営に 2億8,194万円  
障害者福祉に 1,449万円  
〈健康づくりの推進に〉  
母子衛生事業に 547万円  
伝染病や結核の予防に 860万円

健康診査委託料に 1,934万円  
精神障害者医療費助成金 396万円  
嵐南メジカルセンター新築工事補助金 1,250万円

活力にあふれ調和のとれた  
産業のまちづくり

洪水防除事業地元分負担金 6,900万円  
県営圃場整備事業地形図作成費及び調査計画費補助金 3,407万円  
県単農業農村整備事業かんがい排水事業補助金に(鶴ヶ曽根地区) 689万円  
団体営農道整備事業調査設計委託料に(中通西部地区) 500万円

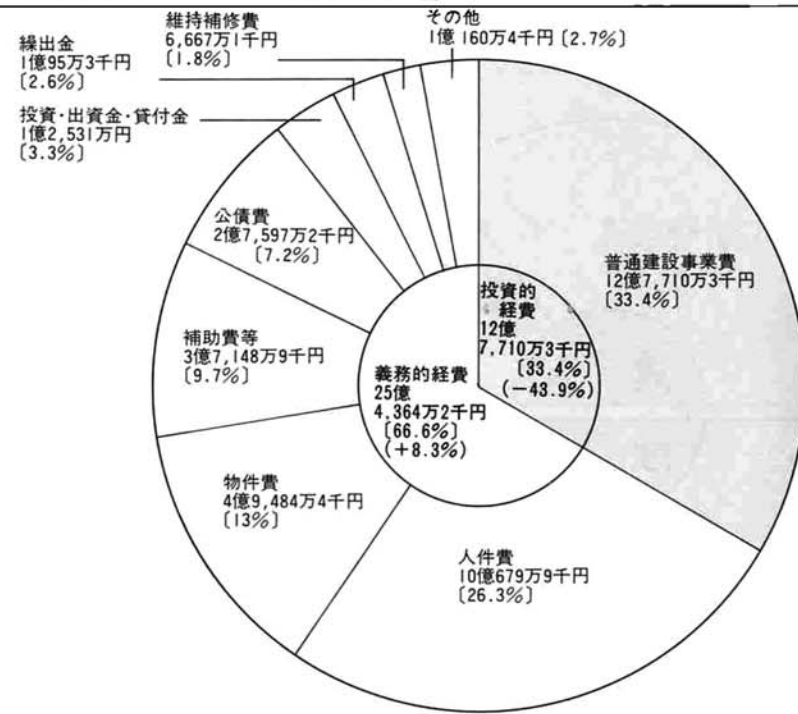
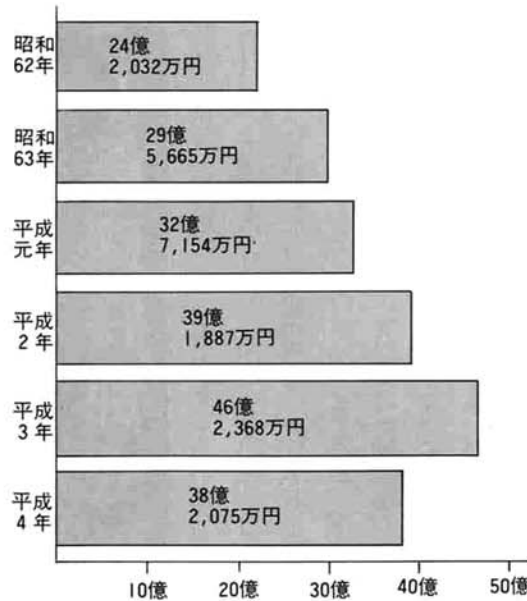


農業構造改善事業の推進に 633万円  
〈水田農業確立対策に〉  
水田農業確立対策事業補助金 2,754万円



コシヒカリ学校給食負担金 148万円  
〈農村総合整備モデル事業の推進に〉  
農村総合整備モデル事業工事請負費に 7,780万円  
工事調査測量設計委託料に 2,340万円  
農道農業集落道排水路整備に 1,563万円  
〈商工業の振興対策に〉  
商工振興事業費補助金 370万円  
地方産業育成資金貸付金 1,160万円  
町中小企業振興資金貸付金 580万円  
町住宅建設対策資金預託金(昭和60年~平成4年度扱分まで) 1億2,442万円  
地方産業育成基金県償還金 597万円  
町観光協会補助金 135万円

一般会計  
当初予算の推移



歳入の性質別内訳

老人に対し紙オムツ購入費助成事業を実施します。そのほか産業まつりや中之島つくりう塾、観光協会への助成にしています。  
自主財源の中心である町税は、固定資産の評価替えや地方税の改正等により前年度に比べ三・二%増の七億四千六百九十五万一千円となりました。また、繰入金、町債、国庫支出金が大きく減少していますが、これは統合中学校の校舎の建設が終了したためのもので、  
歳入における自主財源と依存財源の比率については町税に代表される自主財源比率が三十六・五%、地方交付税に代表される依存財源比率が六十三・五%と四対六の割合となっています。  
近隣市町村に比べ財政力指数の低い当町では、安定した自主財源を確保するためにも、

予算用語の説明

【自主財源】町が自らの手で確保でき、自由に使えるお金です。一般に自主財源が豊富な市町村ほど裕福な団体といえます。  
【依存財源】国や県から交付されたり、割り当てられたお金です。依存財源の比率が高くなると、それだけ国や県の政策の影響を受けることとなります。  
【財政力指数】財政力指数が「1」に近いほど財政力が強く、財源に余裕があるといえます。ちなみに「1」を超えると普通交付税の不交付団体となります。

歳入予算

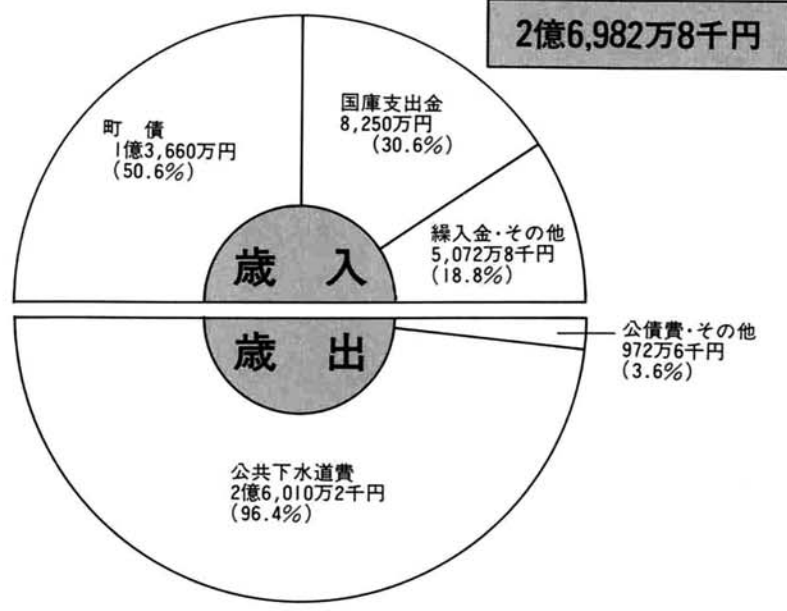
今後とも企業誘致や産業育成を推進し、財政基盤の強化を図っていく必要があります。  
※参考(◆中之島町 ○・二六九 ◆見附市 ○・五六〇 ◆栄町 ○・五一九 いずれも平成二年度県地方課調)

るまちおこしの推進、町民海外研修助成制度などを実施していきます。

# 公共下水道事業特別会計

生活水準の向上と急速な地域開発や、都市開発にもなつて家庭雑排水による環境の悪化が進んでいます。町の健全な発達と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を確保するためには公共下水道の整備を積極的に進めなければいけません。二十一世紀に向けた大きな事業であり、多額の費用を要しますので、効率的に事業が進むよう年次計画を策定し、事業を進めています。

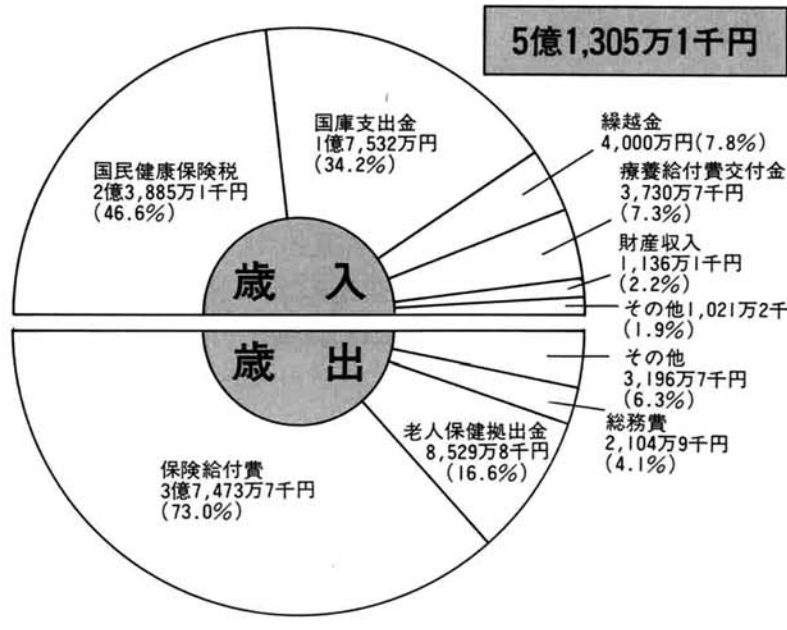
このような状況を踏まえ、平成四年度の予算総額は二億六千九百八十二万八千円と大きな予算規模になりました。



# 国民健康保険特別会計

平成四年度の予算総額は五億一千三百五十一千円となり、前年に比べ二億二千九百九十九千円、四・一%の増になりました。

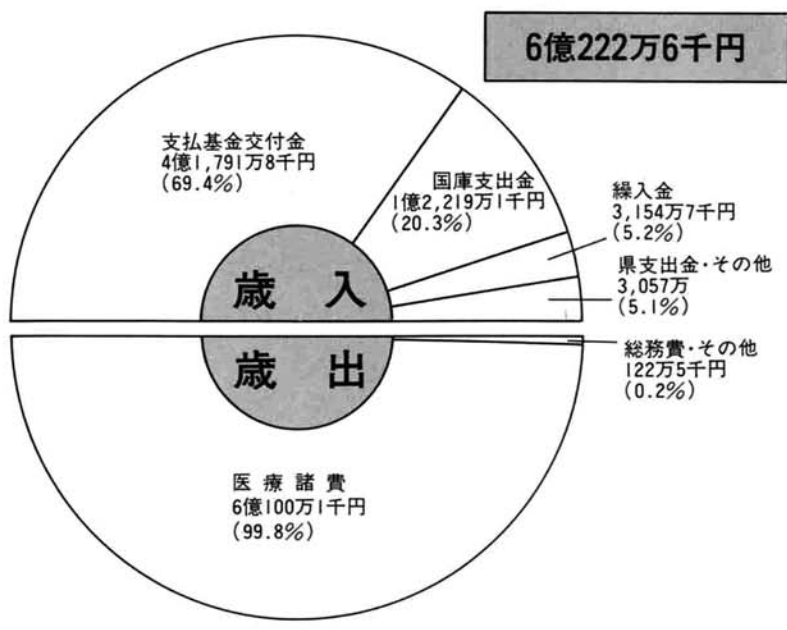
高齢者の増加により、国民健康保険の加入者が減少傾向にあり、高齢者の加入割合の高い国保は、被用者保険に比べて構造的な経営課題を抱えています。今年度の改正点としては、四月一日より助産費支給を十三万円から二十四万円に、葬祭費を三万八千円から五万円に、育児手当を一万五千円から三万円に引き上げることにしました。



# 老人保健特別会計

平成四年度の予算総額は六億二千二百二十六千円となり、前年度に比較して百七十六万六千円、増となりました。

老人保健制度は、昭和五十八年に発足して以来、九年を経過しました。その間、老人医療費は高齢化の進展による老人人口の増加と医療費の増加により、昭和六十二年度から平成元年度にかけて著しい伸びを示しましたが、平成二年度以降は比較的落ちついた状態となっています。その結果、前年に比べ予算総額で〇・三%の微増というかたちになりました。



## 三月定例町議会から

# 平成四年度各会計予算など 二十六議案を可決

三月定例町議会は、三月十日から十日間の会期で開催され十九日に閉会しました。今回の定例会には平成四年度の各会計予算のほか、町政に対する一般質問、条例改正や補正予算など町長提出議案二十六件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。主な内容は、次のとおりです。

## 一般質問



荻沢文一 議員

### 多極分散的な思考で 潤いのある町づくりを

国は今、東京への一極集中を是正し、多極分散をうたっている。当町においても高速交通体系を活かす開発も大切と思うが、一部の地域に偏ることのないよう、北部方面についても開発の努力をお願いしたい。

〔樋山町長〕 町としても皆さんからの意見を聞きながら、全町的な立場で仕事を進めていきたいと思っています。しかし当町は長岡都市計画区域に入っており、開発をするにも様々な制約があります。今後とも、出来るだけ開発の希望がかなえられるよう、適法の範囲内で努力をしていきたいと思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

### 圃場整備事業について

三沼地区では、圃場整備にむけて準備が進められているが、減歩方式による創設換地を売却し、費用に充てたいと考えている。地区の現状をみると厳しい

面もあるが、町の対応についてお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

創設換地を公共事業等に充てることについては、町も配慮をしていきたいと考えています。北部地区については、広域農道や湛水防除事業などと即応しながら、必要なものは町で対応していきたいと考えています。

### 学校跡地に 産業文化会館を

中学校跡地の利用計画には、文化施設や体育施設の計画はありますが、産業文化会館の計画はあります。町の社会資本整備として、産業会館も考えていただきたいと思います。

### 〔樋山町長〕

現在、産業文化会館という名称での計画はしていません。文化施設の整備、あるいは役場前の開発の中での整備等も考えられるわけですが、今後、様々な対応の中で、出来るだけ趣旨が活かされるよう努力したいと思っております。

### 刈谷田川改修について

刈谷田川下流改修工事が終了すると広大な高水敷が出来あがる。これを有効に管理利用するためにも、水と緑と景観について町での構想をつくり国、県に働きかけていかなければならぬと思うが、どのようにお考えかお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

現在、県において道路や河川を中心とした景観整備を行うというところで、意見聴取が計画されています。

そのなかにおいて信濃川、刈谷田川の親水事業が大きく取り上げられます。今後、これらの事業の計画実現に努力していきたいと考えています。

## 農業の担い手 育成について



高野尚一 議員

町の基幹産業である農業の振興は、当町の振興にとっても重要な問題である。兼業化や就業者の高齢化が進むなかで、農業の担い手確保のための施策は重要課題であると思うが、その対策について町長の考えをお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

農業後継者の問題は町だけにとどまらず国、県においても重



要な問題であり様々な政策が行

われています。町においてもこの問題は重要課題であり、現在ソフト、ハードの両面からこの課題に取り組んでいます。

ソフト面では仲間づくりをとおし、地域営農の担い手として成長してもらおうという事です。これらにはつくり方の活動等があるわけですが、農協の指導もあり、いくつかの生産組織のグループが出来ています。

ハード面では、圃場整備や農業農村活性化整備事業等による土地の有効利用を図る努力をしているところですが、

この問題は上から押しつけるのではなく、皆さんの意欲に対して町がいかに助成できるかにかかっていると思います。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

### 圃場整備事業に

ついて

中条、真野代、中西地区で圃場整備事業に取り組んでおられるが、認可の見通しについて伺いたい。また、土地盤整備事業や構造改善事業は町の重要課題と考えるが、町長の見解

をお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

現在、圃場整備・広域農道・一般農道の三つの事業の採択を鋭意お願いしているところですが、他の市町村と比べ同意率が高いということから、採択されることを前提に仕事を進めています。今後、圃場整備等の事業が全体的に広がっていくことも充分考えられますが、これらの事業は地域の意志が大事であり、皆さんの意志が土地改良区の意向として固まってくれば、町としても出来るだけの助成をしたと考えています。

### 広域農道事業に

ついて

広域農道の具体的な方線、また具体的な考え方についてお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

広域農道は、建設省から「主要地方道と直接交差しないように」という指導を受けています。そのため中野東地区の町道を利用する方線になっています。また、両端も高畑と貝喰川（栄

町地内）で切れています。

しかし、実施の段階までには、出来るだけ努力をし、広域農道だけにとられず、当初の案に近づきようにしたいと考えています。



葦沢 実 議員

### 大河津分水洗堰の改修と本川橋架替え工事について

- (一) 洗堰改修計画の概要について
  - (二) 洗堰の改修による本川橋架替工事への影響について
  - (三) 県道見附分水線の本川橋・中条新田交差点間の歩道設置の見通しについて
- お伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

洗堰については早急に改築をしなければ危険であるということであり、国において改築工事の予算が採択されれば、概ね五年間位で完成したいということです。



現在、建設省と地権者との間で話し合いがもたれていますが、町としても、出来るだけ皆さんの要望に沿えるよう協力したいと考えています。

次に本川橋架替え工事についてですが、洗堰改築の関係で多少の変更が生じるかもしれませんが、大幅に遅れることはないということですが、また、歩道の設置についてですが、現在この箇所は県の交通安全事業五カ年計画には入っていませんが、本川橋改修事業との関連のなかでこの計画の見直しを働きかけていきたいと考えています。

### 刈谷田川下流改修について

湛水防除事業に着手されたわ



山崎勝秀 議員

### 広域農道事業について

広域農道は条件の整ったところから着工したいということですが、条件とはどのようなことかお伺いしたい。また、広域農道を万盛橋を通して国道一六号線に連結することが重要と考えるが、どのようにお考えかお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

広域農道整備については、平成四年度に採択されることを前提に事業を進めています。本来ならば一方から進めていけば良いのですが、湛水防除事業や農業農村活性化事業による施設整備、用地買収など諸般のことを考慮した場合、出来るところから先に着工せざるを得ないのではないかと考えています。また、当初は万盛橋を通り西蒲原方面へと考えていましたが、あくまでも農道であるという制

けだが、刈谷田川下流改修工事が完成しないと効果が期待出来ないと思う。今後の見通しについてお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

刈谷田川下流改修工事は、平成四年、五年において用地買収と物件の補償調査を行い、出来るだけ早い時期に買収に入りたいということですが、その後、本格的な改修工事にかかるわけですが、町としても出来るだけ協力をし、早期完成するよう期待するものです。

### 流通団地について

流通団地の全体計画と進捗状況および完成後の経済効果についてお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

流通団地は中之島・見附インターチェンジの北側と町道中之島・品之木線との間、約三十ヘクタールを二期に分けて計画しています。土地開発公社が開発を担当し現在、第一期分の約十三ヘクタールを平成六年度に売却する予定で事業を進めています。

完成後の経済効果ですが、年間工業出荷額で約八十億円、就業者約二百五十人を見込んでいます。

### 土地利用について

近年、住宅団地や工業団地の造成、公共施設等の建設により農地が潰れているが、平成三年度では、どの程度転用されたのか。また、今後の見通しについてお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

平成三年度は二十二・二ヘクタールの農地が減少しています。内訳としては河川改修事業、公共下水道事業、湛水防除事業等の公共事業で九・二ヘクタール、農業委員会の農地転用によ



統合前と比較した場合、どの程度の負担になるのかお伺いしたい。

### 〔古塩教育長〕

施設の近代化にともない、燃料や光熱水費等の経費が上昇するため、学校の維持管理には従来以上の経費増が見込まれます。しかし、たしかに財政的には軽減は見込まれませんが、施設の充実が学校生活全般にわたり生徒の意欲の向上につながり、大きなプラス面が生まれる結果になるものと考えています。

### 保育所の整備計画について

木造の保育所については、地域住民が等しく改築の早期実現を望んでいるが、今後の整備計画についてお伺いしたい。

### 〔樋山町長〕

保育所の整備計画は現在、鋭意検討している段階です。平成五年度は一保育所の改築を計画しています。保育所の改築には県の指導もあるため今後関係方面と折衝を進めていかなければならないと考えています。

### 学校の週五日制への対応について

今年の九月から、毎月第二土曜日を休みとする学校週五日制が全国で実施されることになったわけですが、町の小・中学校の教育課程の編成を、どのようなかたちで考えられているのか教育長にお伺いしたい。

### 〔古塩教育長〕

町教育委員会では、まだ正式



な通知は受けていませんが、対応については検討に入っています。学校週五日制の導入にあたっては、家庭や地域社会における子供の生活の充実を図るために親をはじめPTAや社会教育関係団体など広く、皆さんの理解と協力を得ることが大事かと考えています。

また、学校においても教育活動の時間が減ることになりませんが、内容は落とさないよう密度の濃い学習活動を検討しています。さらには行政の立場としては公共施設の開放、ボランティアなどの人的体制の整備等についても検討していかなければならないと考えています。

### 部活動と塾通いの現状について

中学校の部活動の方針が出されたということだが、どのようなかたちで考えられておられるのか。また、小・中学生の塾通いの状況はどうなっているのか。

〔古塩教育長〕

部活動については、中学生にとっては情熱の焦点でありまして

が、これからは子供達が自主的に活動したり、ゆとりをもって生活を送るといったことも合わせて部活動のあり方を検討していく必要があると考えています。塾通いの現況については、具体的な資料はありませんが、かなりの児童、生徒が通っているのが現状です。

### 教育問題に対する対応について

近年、小・中学生のイジメや登校拒否等をマスコミでよく聞かれますが、学校は生徒や父兄に対し、どのような対応を考えておられるのかお伺いしたい。

〔古塩教育長〕

現在の教育環境を考えると、学校は本来、家庭や地域社会が負わなければならない役目まで抱え込み肥大化しています。家庭や社会も核家族化や高齢化、価値観の多様化、両親の共働きなど子供達をとりまく環境は大きく変化してきています。このような状況のなかで、学校、家庭、地域社会の三者が持つ教育機能が充分発揮されるよう、それぞれの立場で見直しを

図ることが緊急の課題ではないかと考えています。



堀 一郎 議員

### 中之島中学校の通学方法について

中之島中学校への通学方法が決定されたわけだが、スクールバスの利用についてはバスの台数等による物質的な制限はなかったのか。また、通学方法は父兄と話し合いで決めることといわれてきましたが、どのようなかたちで決定されたのか教育長にお伺いしたい。

〔古塩教育長〕

現在、運行しているスクールバスは小学生を対象にしているものですので、中学校への対応とは切り分けて考えることとなります。

〔堀山町長〕

このことを踏まえ先般、中之島中学校への通学方法の実施計画を出したわけですが、これは教育委員会と両中学校の三者で審議をした結果の結論として出

### スクールバスの運行要望について

遠距離地域の住民のスクールバス運行の要望に対し、バスの台数を増やしたり、職員の手当を保障するなどのかたちで対応をお願いしたい。

〔堀山町長〕

町としても、新しい中学校の子供達が安全に教育活動が行えるよう、出来るだけの支援をしたいと考えています。

ただ教育の自主性を尊重し、行政の側から押しつけるのではなく、自発的に教育委員会と学校とで相談し答申、要望されたことに対し、その整備に出来るだけのことをしてきたつもりです。また、議会に請願が出され、現在審議中の問題ですので、町が直接対応することは町政運営の上からも好ましいことではないと考えています。

〔堀山町長〕

当町の国民健康保険では助産費、葬祭費、育児手当を給付しています。助産費については国で支給を義務づけていますが、他の二つは任意給付ということになっていきます。助産費については国の制度改正を受け十三万円を二十四万円に引き上げ、また葬祭費三万八千円を五万円に、育児手当一万円を三万円に引き上げ、それぞれ四月一日から実施できるよう今議会に提案して

〔堀山町長〕

国民健康保険の助産費の基準額が引き上げられるが、同時に

います。

〔保健衛生課長〕

助産費補助については、今後は地方交付税のなかに算入されますので町の負担は少なくなりません。葬祭費、育児手当は任意の給付であり、県内で育児手当を支給している市町村は約三十五パーセントとなっています。この点では当町は先進地になるかと思っています。なお、出産祝い金については、国保加入世帯以外の町民もありますので福祉の

中で考慮されるのが妥当かと考えます。

〔堀山町長〕

### 国民健康保険税の軽減について

国民健康保険税の引き下げについては、これまでもお願いしているが、多額の給付準備金もあることであり、取り崩しの必要の無い状況であれば、今回の改正と合わせ、国保税を引き下げる考えはないのかお伺いしたい。

〔堀山町長〕

国民健康保険は、医療費が比較的落ち着いた状態で推移していますので、安定した運営がなされています。今後、医療費の引き上げが予想されますが、国の財政措置もあるようです。また、税率の改定をしてから三年が経過しましたので、今後の推移を踏まえ、今年度の課税対象額が確定する七月に税率等の見直しを図りたいと考えています。

## 条例関係

■ 中之島町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

■ 中之島町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

区分	改定前	改定後
議長	二十万三千円	二十万八千円
副議長	十六万七千円	十七万九千円
議員	十万五千円	十六万六千円
町長	六十五万円	六十八万一千円
助役	五十万一千円	五十三万五千円
収入役	四十万五千円	五十万五千円
教育長	四十二万円	四十三万円

■ 中之島町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について——公務員の給与改定が行われたことにもない、議員、常勤特別職、教育長の給与等を四月一日より改定するものです。

■ 中之島町実費弁償条例の一部を改正する条例について——非常勤特別職の旅費に関する改正です。

■ 中之島町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について——職員の出張旅費に関する改正です。

■ 中之島町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について——国の指導に基づき、四月一日から一般行政職の給与表を改正するものです。

■ 中之島町職員定数条例の一部を改正する条例について——四月一日から職員の定数を百三十九人から百四十五人に改めるものです。

■ 中之島町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について——非常勤特別職の報酬を四月一日より平均三%引き上げるものです。

職名	改正前	改正後
団長	七万六千二百円	変更なし
副団長	五万五千四百円	変更なし
子防団長	四万六千五百円	変更なし
技術部長	四万六千五百円	変更なし
訓練部長	四万六千五百円	変更なし
分団長	四万六千五百円	変更なし
副分団長	三万二千六百円	変更なし
部長	一万九千一百円	二万八千円
班長	一万一千三百円	一万二千四百円
団員	八千四百円	九千四百円
自動車隊	一万九千一百円	一万九千八百円

■ 中之島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について——消防団の定員を四月一日から五百二十名から四百八十名に、報酬を次のように改めるものです。

■ 中之島町家庭奉仕員派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例について——四月一日より給を十三万円から二十四万円に、葬祭費を三万八千円から五万円に、育児手当を一万五千円から三万円に引き上げるものです。

■ 中之島町ホームヘルプサービス事業に伴う費用徴収条例の制定について

■ 中之島町家庭奉仕員派遣に伴う費用徴収条例を廃止する条例について——四月一日より家庭奉仕員派遣事業を廃止し、新しくホームヘルプサービス事業を実施することになったため、その費用を定めるものです。

## 補正予算

■ 平成三年度中之島町一般会計補正予算——補正額は二千五百三十三万五千円を追加して、総額を四十九億九千九百九十七万二千円としました。

■ 平成三年度中之島町国民健



国からの財政措置がなされると聞いている。このことにより町の負担が軽くなるわけだが、町独自で基準額への上乗せや出産祝金等の支給は考えられないか。

〔堀山町長〕

当町の国民健康保険では助産費、葬祭費、育児手当を給付しています。助産費については国で支給を義務づけていますが、他の二つは任意給付ということになっていきます。助産費については国の制度改正を受け十三万円を二十四万円に引き上げ、また葬祭費三万八千円を五万円に、育児手当一万円を三万円に引き上げ、それぞれ四月一日から実施できるよう今議会に提案して

康保険特別会計補正予算—  
補正額は百三十万四千円を追  
加して総額を五億五千五百十  
六万一千円としました。

■平成三年度中之島町公共下  
水道事業特別会計補正予算—  
補正額は四百七十八万三千  
円を減額して総額を二億一千  
九十一万円としました。

## その他

■財産の取得について—現  
在、町が野球場とサブグラウ  
ンドとして利用している土地  
(大字中条字前川原地内)約  
一万九千六百九十九平方メー  
トルを、県より一千五百三十三  
万五千七十二円で払い下げを  
受けるものです。

■町道の路線の認定および変  
更、廃止について—町道と  
して新しく四路線を認定する  
とともに一路線を路線変更す  
るものです。

## 請願

■請願の取り下げについて—  
町道曾田場橋(品之木地内)  
の拡幅と取付道路の改良につ  
いて

# お気軽にご相談ください

—老人福祉制度のいろいろ—

高齢者の多くは住み慣れた家  
で暮らし続けたいと望んでいま  
す。

しかし、不幸にも日常生活に  
介護が必要となった場合、家族  
の負担が少しでも軽くし、健や  
かな生活を送れるよう、町では  
次のような事業・制度を行って  
います。

一 在宅の寝たきり老人に紙オ  
ムツ購入費を助成します。

四月から始まった制度で、自  
宅で常にオムツを使用している  
寝たきり老人にオムツ購入費の  
一部を助成します。(ただし所  
得税課税・非課税世帯によって  
異なります)

二 ホームヘルパーを派遣して  
います。

身体あるいは精神に障害があ  
つて、日常生活を営むのに支障  
のあるお年寄りがおられる家庭  
を対象に派遣します。

派遣回数は、週二回程度で一  
回につき二時間程度です。(所

得税課税世帯に一時当たりの  
利用負担があります。)

寝たきりのお年寄りを家庭で  
介護されている方に代わって、  
寝たきりのお年寄りを一時的に  
お預かりして介護者の負担を軽  
くしようというものです。

三 デイ・サービス事業を行っ  
ています。

期間原則として七日間で、  
料金は一日一千九百七十円(平  
成三年度)です。

四 特別養護老人ホームでの短  
期入所(ショートステイ)を行  
っています。

六十五歳以上の寝たきりのお  
年寄りを対象に、日常生活用具  
(特殊ベット、マットレス:な  
ど)を給付(貸与)しています。

## 戦傷者の妻の皆様へ!

次に該当する戦傷者の妻に  
特別給付金が支給されます。

一 昭和五十八年以降に戦傷病  
者等と結婚した妻又は同日以降  
に後重症により第五款症以上  
の戦傷病者等となったものの妻  
であつて、平成三年四月一日に  
おいて戦傷病者である夫が第五

款症以上の増加恩給等を受けて  
いた方。(額面十五万円(軽症者  
半額)、五年償還の国債)

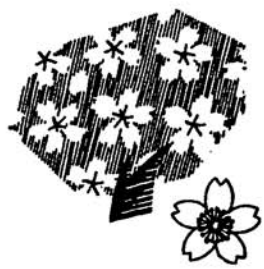
二 これまでに一定の特別給付  
金受給権を取得した妻であつて、  
昭和五十八年四月一日から昭和  
六十一年九月三十日までの間に  
戦傷病者である夫が戦争公務に



なお、詳しくお知りになりた  
い方は、役場住民福祉課かサン  
バルコなかのしまへご連絡くだ  
さい。

よる傷病以外の原因により死亡  
した方。

(額面五万円、五年償還の国債)  
詳細については、役場住民福祉  
課までお問い合わせください。



## 四月は土地月間

# 土地取引の前に...

一定面積以上の取引については届出が必要です。



一、国土利用計画法の狙い

最近の土地問題にみられるよ  
うに、土地の投機的取引や地価  
の高騰で、国土を混乱におとし  
入れるといった事態はおこして  
はなりません。

国土利用計画法は、このため  
に制定された法律です。この法  
律は土地の投機的取引や地価の  
高騰を抑制し、乱開発などを未  
然に防ぐため土地取引について  
届出制を設けています。次の一  
定面積以上の土地の届出をしよ

うとするときは、この法律によ  
りあらかじめ知事に届け出なけ  
ればならないことになっていま  
す。

個々の面積は小さくとも合計  
すると一定面積以上になる一団  
の土地についても届出は必要で  
す。

二、届出から契約まで

取引の当事者(売買の場合であ  
れば売主と買主)は、取引の予  
定価格や利用目的を記入した知  
事あての届出書を契約を結ぶ六  
週間前までに役場企画課に届け  
出てください。

届出を受けた知事は、取引価  
格と利用目的について審査をし  
不適当と認めるときは、取引の  
中止または変更を勧告すること  
があります。それ以外の場合に  
は届出から六週間以内に勧告を  
しない旨文書で通知します。  
この通知を受け取れば契約が

## 務コーナ

# 確定申告の内容を もう一度確認しましょう

確定申告をした後で、計算違  
いなど申告内容に間違いがある  
ことに気づいたり、あるいはう  
っかりして確定申告することを  
忘れていた方はいませんか。

申告内容に間違いがあるとき  
はそれを訂正することができます。  
▼税額を多く申告していたとき  
「更正の請求」をして正しい  
税額に訂正することができます。  
更正の請求ができる期間は申  
告期限から一年以内です。から、  
平成三年分の所得税の確定申告  
については平成五年三月十六日  
までとなります。

▼税額を少なく申告していたと  
き

「修正申告」をして、不足し  
ている税金を納める必要があり  
ます。税務署の調査を受けた後  
で修正申告したり、更正を受け  
たりすると加算税がかかります  
ので、気づいたときはなるべく  
早く申告されるようお願いしま  
す。

いずれの用紙も税務署にあり  
ますので、手続き等について不  
明の点がありましたら、最寄り  
の税務署にご相談ください。



不動産通知書があった  
場合には、契約が結  
べます。  
勧告書  
指導に従っていただけ  
ない場合には、勧告を  
行います。



# 町と皆さんのパイプ役 平成四年度 嘱託員の皆さんです

## 〔中之島地区〕

中之島第一 大竹 昇太郎 87  
 中之島第二 上田 武男 65  
 中之島第三 下田 昭二 39  
 中之島第四 長谷川 清 46  
 中之島第五 中島 忠義 67  
 中之島第六 大竹 健蔵 29  
 中之島第七 棚辺 保 93  
 五百刈 浅野 庄治 35  
 猫興野 内藤 孝 79  
 真 弓 近藤 益栄 12  
 野 口 吉沢 輝夫 11  
 粕 島 石沢 豊吉 18  
 鶴ヶ曾根 古川 賢司 29

## 〔中通地区〕

大 口 塩入 清補 108  
 杉之森 小畑 真治 23  
 高 畑 今泉 實 18  
 横 山 鈴木 茂利 30  
 大 保 今泉 鉄雄 21  
 品 之 木 久保 勝重 21  
 関 根 柳橋 勝巳 6  
 島 田 柳橋 勝一 33  
 長 呂 発地 廣一 25  
 宮 内 真野 君男 15  
 宮内下村 柳橋 義弘 7  
 並木新田 本間 勝麿 19

## 〔中野地区〕

中野 東 岩本 庄太郎 62  
 中野 中 小川 清 53  
 横 野 渋谷 賢市 17  
 稲 島 阿部 庄一 7  
 中野 西 中島 嘉一郎 49  
 興 野 佐々木 芳男 29  
 宮内 丁 小林 賢一 14  
 末 宝 久保倉 勇 29  
 福 原 池田 正 38  
 狐 興 野 藤塚 治 21

## 〔西所地区〕

西野 新田 五十嵐 金二 11  
 西 野 山崎 勝秀 51  
 下沼新田 葦沢 實 72  
 中条新田第三 吉田 秋夫 52  
 中条新田第二 小林 正雄 60  
 中条新田第一 田中 栄一 42  
 真野代新田 室橋 友寛 50  
 赤小沼 水落 孝志 45  
 大沼新田 高橋 孝雄 34

## 〔中条地区〕

中条 第一 石黒 源太 74  
 中条 第二 山崎 克美 44  
 中条 中山崎 清徳 58  
 中条 東 樋山 昭次 40  
 中条 宮村 樋山 庄司 61  
 上沼新田 栗林 由男 32

## 〔信条地区〕

真野代新田 室橋 友寛 50  
 中条新田第一 田中 栄一 42  
 中条新田第二 小林 正雄 60  
 中条新田第三 吉田 秋夫 52  
 下沼新田 葦沢 實 72  
 西 野 山崎 勝秀 51  
 西野新田 五十嵐 金二 11

## 〔連合嘱託員〕

中之島連合 野上 保  
 上通連合 五十嵐 亮一

中通連合 今泉 實  
 中野連合 池田 正  
 中条連合 狩野 和雄  
 中条新田連合 吉田 貢

西所連合 松永 静夫  
 三沼連合 菲澤 文一  
 (敬称略・数字は  
 三月末現在の世帯数)

# 教職員の人事異動

## 〔中之島中央小学校〕

▽校長 鈴木 彬(定年退職)  
 △教諭 鈴木勝治(豊栄・葛塚  
 東小)▽教諭 本山由美(南魚  
 大和町・後山小)▽教諭 本間  
 博(三島出雲崎町・西越小)  
 △栄養主査 菊地邦子(南蒲中  
 之島町・中之島中)

## 〔転入〕

▽校長 白石美千雄(十日町・  
 吉田小)  
 △教頭 笹川英志雄(三島寺泊  
 町・山ノ脇小)▽教諭 解良成  
 子(燕・大関小)▽教諭 浅野  
 秀之(新潟・笠木小)  
 △教頭 丸山 甫(西蒲分水町  
 ・島上小)▽教諭 五十嵐加代

## 〔信条小学校〕

子(三島越路町・越路小)▽教  
 諭 本田和明(古志山古志村・  
 虫亀小)  
 △教頭 大塚 堅(三条・大崎  
 小)▽教諭 小原秀子(燕・燕  
 北小)▽主事 石沢隆一(三条  
 ・第一中)

## 〔中之島中学校〕

▽校長 水沢一郎(中魚津南町  
 ・三箇小)▽教諭 田中敏子  
 (南蒲田上町・羽生田小)▽主  
 事 内藤朋子(南蒲中之島町・  
 中之島北中)  
 △教頭 小川良康(見附・見附  
 中)▽教頭 飯田哲男(西蒲味  
 方村・味方中)▽教諭 牛腸康  
 志(岩船山北町・南中)▽教諭

## 〔中之島北中学校〕

渡辺佳美(刈羽高柳町・高柳  
 中)  
 △校長 西原正泰(十日町・南  
 中)▽教諭 高島芳雄(勸奨退  
 職)▽教諭 大倉 武(北蒲水  
 原町・水原中)▽養護教諭 宮  
 嶋洋子(見附・葛巻小)▽主事  
 内藤朋子(南蒲中之島町・信  
 条小)

## 〔中之島中学校(統合中学校)〕

▽校長 宮田恒雄(加茂・教育  
 委員会)▽教諭 丸山 実(三  
 島寺泊町・大河津中)▽教諭  
 古川久雄(南蒲栄町・栄中)▽  
 教諭 桜井一義(加茂・葵中)  
 △教諭 田辺 進(三条・第三  
 中)▽教諭 藤木久美子(古志  
 山古志村・山古志中)▽教諭  
 西野浩司(新採用)▽教諭 山  
 口史子(新採用)▽講師 山田  
 一正(中之島中非常勤講師)▽

# 役場関係人事異動(四月一日付)

## ■庁内

〔庶務課〕  
 △課長 大島 満(企画課長)  
 △選挙防災係長 近藤孝信(同  
 課主査)昇格▽主査 星 裕子  
 (議会事務局主事)▽主事 木  
 我正章(産業課主事補)一年間  
 県へ派遣  
 〔企画課〕  
 △課長 鈴木正司(産業課長)  
 △課長補佐兼財政係長 入沢与  
 吉(同課企画係長)昇格▽企画  
 係長 小黒憲雄(同課開発係長)  
 △開発係長 中島成高(同課主  
 査)昇格 △主査 星野直子  
 (建設課主査)▽主事 金安享  
 治(建設課主事)▽主事補  
 佐藤信也(教育委員会主事補)  
 〔税務課〕  
 △課長 加野 伝(同課参事兼  
 資産税係長)昇格▽課長補佐兼  
 資産税係長 卯塚 猛(教育委  
 員会局長補佐兼学校教育係長)  
 △住民税係長 吉田真沙子(教  
 育委員会主査)  
 〔住民福祉課〕  
 △主査 佐々木タカ(中之島保  
 育所所長)福祉センターへ派遣  
 △主査 中沢豊子(庶務課主事)  
 △主事 長谷川道郎(庶務課主  
 事)  
 〔保健衛生課〕  
 △栄養士 大屋真理子(教育委  
 員会栄養士)  
 〔産業課〕  
 △課長 本間昌次(税務課長)  
 △課長補佐兼農地建設係長 齋  
 藤恭二(同課課長補佐兼農村総  
 合整備係長)▽農村総合整備係  
 長 星 信雄(同課主査)昇格▽  
 主事 吉澤光彦(税務課主事補)  
 〔建設課〕  
 △主査 高居修子(企画課主事)  
 △主事 原 栄治(産業課主事)  
 △主任運転手 中沢弘司(教育  
 委員会運転手)  
 〔出納室〕  
 △室長 坂口壮治(企画課参事  
 兼財政係長)  
 〔議会事務局〕  
 △主査 矢島トモ子(住民福祉  
 課主事)  
 〔農業委員会〕  
 △局長 石田宏三(出納室室長)  
 〔教育委員会〕  
 △局長補佐兼学校教育係長 久  
 保 宏(庶務課副参事兼選挙防  
 災係長)▽主査 秀沢あつ子  
 (住民福祉課主事)▽主事 渡  
 辺一司(企画課主事)▽職長兼

運転手 阿部信夫(建設課運転  
 手)▽中央小用務員 野村富雄  
 (北中用務員)▽上通小用務員  
 村越 仁(中之島中用務員)▽  
 中之島中用務員 柿本光男(上  
 通小用務員)  
 〔共同調理場〕  
 △所長 佐藤五平(局長兼務)  
 △事務主任 久保 宏(学校教  
 育係長兼務)▽調理員 西沢美  
 枝子(中央小給食員)▽調理員  
 中島春美(中央小給食員)▽調  
 理員 明石一夫(中央小給食員)  
 △調理員 林 利美(中央小調  
 理員)  
 〔保育所〕  
 △中之島保育所  
 △所長 吉仕喜志子(中条保育  
 所所長)▽主査 山崎里津子  
 (同所保母)昇格  
 〔中通保育所〕  
 △所長 松井光子(中之島保育  
 所主任保母)▽主査 山田と志  
 子(中通保育所保母)  
 〔中条保育所〕  
 △所長 藤田則子(中通保育所  
 主任保母)  
 △栄養主査 菊地邦子(南蒲中之  
 島町・中之島中央小)  
 ※中之島中・中之島北中の教員  
 で転出しなかった者については  
 引き続き中之島中(統合中学校)  
 勤務となっています。





## おおきいな～立派だな～

—中之島中学校一般公開—

3月14、15日の2日間、新しい中之島中学校が一般公開されました。

さすがに皆さんの関心は高かったようで、2日間で1,500人もの人たちが新しい中学校の見学に訪れました。

訪れた人たちは、近代的な建物や学校の広さに「すごいね。立派なものだね。」「あまり広くて自分がどこにいるのかわからない。」「迷子になりそう。」などと驚きの声をあげていました。



## 農業の担手育成を目指して

—集落営農担い手づくりシンポジウム—

3月8日、町農村環境改善センターにおいて町と中之島つくろう塾の主催による「集落営農担い手づくりシンポジウム」が行われました。

これは現在、町が取り組んでいる21世紀型近代営農基盤の整備構築に併せ、専業農家と兼業農家の共存、競争力のある集落営農の組織づくりを進めるために、その中核的担い手を育成することのノウハウを学ぶために行われたものです。集まった人たちは、先進地のパネラーの話に熱心に聞き入っていました。



## さようなら中之島北中学校

## 長い歴史に幕を

—中学校閉校式—

3月22日、中之島中学校、中之島北中学校の両校で閉校式が行われました。関係者や生徒代表の言葉の後、最後の校歌が歌われ、校旗が教育委員会に手渡されました。

また、記念行事には30年以上にわたり、生徒を育ててきた両中学校の幕引きとなる最後の行事ということでもあり、これまでの卒業生や教員の皆さん、住民の皆さん等たくさんの人たちが集まり、昔話を花を咲かせながら閉校を惜しんでいました。



## 最後の卒業式

—中之島中学校・中之島北中学校—

3月13日、中之島中学校と中之島北中学校において、最後の卒業式が行われました。

最後の卒業生になったのは中之島中学校91人、中之島北中学校64人の総勢155人です。

校長先生や町長、教育長、PTA会長らの饒の言葉の中にもしばしば最後の卒業生という言葉が交えられ、普段の卒業式よりさらに厳粛な雰囲気の中で進められた式典に感激してか、おもわず涙を流す生徒たちが多く見受けられました。

# 中之島町立学校施設・ 体育施設使用料一覧

## 《体育施設使用料金表》

施設名称	区分	使用料
中之島町野球場	照明施設を利用しない場合	二、〇〇〇円
	照明施設を利用する場合	四、〇〇〇円
中之島町野球場サブグラウンド	日の出から日没まで	五〇〇円
	照明施設を利用しない場合 コート一面につき	一時間当り 五〇〇円
中之島町テニスコート	照明施設を利用する場合 コート一面につき	一時間当り 一、一〇〇円
	照明施設を利用する場合 コート一面につき	一時間当り 一、一〇〇円
中之島町北体育館	午前九時から午後六時まで	一、〇〇〇円
	午後六時から午後十時まで	二、〇〇〇円
中之島町スポーツ広場	日の出から日没まで	五〇〇円
	午後六時から午後十時まで	二、〇〇〇円

備考 町外の利用者の場合は、本表の五割増とする。



## 鞍掛神社が

## 県指定文化財に

当町の宮内地内にある鞍掛神社が三月九日、町で初めての新潟県の有形文化財に指定されました。

今回、指定を受けたのは鞍掛神社本殿・拝殿で、近世前期の信濃川流域の社寺建築の一つの

については使用料が減免されます。これらの施設の利用については、町教育委員会にお問い合わせください。

Tel 〇二五八―六六一―三二四二

四月一日から、町内の学校施設や体育施設の使用料金が別表のとおりになりました。  
なお、社会教育団体として認定を受けている団体や、町で社会教育活動と認められた使用に

学校名	区分	使用料	
		屋内	夜間
中之島中央小学校	屋内運動場	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円
	屋外運動場	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
上通小学校	屋内運動場	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	屋外運動場	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
信条小学校	屋内運動場	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
	屋外運動場	二、〇〇〇円	三、〇〇〇円
中之島中学校	屋内運動場	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円
	屋外運動場	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円

備考 昼間は午前八時から午後六時まで、夜間は午後六時から午後十時まで



傾向を示すものとしての重要性が認められたものです。  
◎鞍掛神社本殿・拝殿  
正面三間側面三間の茅葺き寄棟造で、元禄四年(一六九一年)建立の棟札がある。  
昭和六十三年の解体修理の際、後補と考えられる同拝等を撤去し、建築当初の姿に復元した。  
正面中央間のみを開口部とした密室性の高いもので、籠堂の性格がうかがえる。  
—県教育庁文化行政課 資料より抜粋—

# 春は行楽シーズン 行楽はゆとりのプランで安全運転

四月後半から五月は行楽のシーズンです。この時期は、若者や家族ぐるみのレジャー活動が活発になることから速度違反などの無謀運転、居眠り運転などに起因する交通事故が多発する傾向にあります。

△出かける前日や旅先では、充分休養をとりましょう。

△ドライバーは、運転中、眠気や疲れを感じたら、安全な場所で休息しましょう。

△無理な追い越し、スピードの出しすぎはしないようにしましょう。

△ドライバーでの飲酒や宿での深酒は絶対によめましょう。

△同乗する人は、シートベルト、ヘルメットを正しく着用しましょう。

△後部席に乘車する時もシートベルトを着用しましょう。



## 若者の交通事故を防ぎましょう

死亡事故の三十四・一％は十六歳から二十四歳までの若者によって引き起こされており、原因は高速暴走、飲酒運転等七悪違反によるものが多くなっています。若者は、自己顕示欲が強く安全意識が低いため、他の年代より交通事故に結びつきやすくなっているからです。皆さんのまわりの若者たちにも、一言声をかけるなどして、若者の交通事故を減らしましょう。

〈町内交通事故発生状況〉

区分	件数		死者		傷者	
	3月中	累計	3月中	累計	3月中	累計
年						
平成4年	5	16	0	0	8	22

死亡事故0 連続169日 4/6現在

# 学生さんが就職したときは 種別変更の届出が必要です

現在、二十歳以上の学生さんは国民年金に加入が義務付けられていますが、この四月に就職された方も多いと思います。学生さんが就職したときは、原則として届出が必要です。学生さんは第一号被保険者として国民年金に加入します。そして、就職して厚生年金や共済年金に加入すると、第二号被保険者になります。この場合、第一号から第二号に種別が変わるので、種別変更届を提出しなければなりません。届出を怠ると二重に加入したままになってしまい、不都合が生じるようになります。

四月から保険料が  
変わります  
一か月 九、七〇〇円

## 献血30回表彰 (銀色有功賞)



丸山正一 さん (天日)



山岸晴美 さん (品之木)



小野弘 さん (福原)



小林高士 さん (中新田第三)

このほか樋山節子さん(中条宮村)が表彰されました。(写真)

との人的、物的交流も盛んになり、環日本海における国際交流の拠点として、人、物、情報の交流が活発化するとともに、今後とも一層促進されるものと考えられます。

しかし、この裏面で県内の暴力団は、広域暴力団山口組等の系列化に入るとともに、新しい資金源を求めて一般市民層にまで食い込んできています。

この暴力団の根絶を図るには、県民挙げての暴力排除機運の盛り上げが必要です。

このため  
▼暴力団を恐れない  
▼暴力団を利用しない  
▼暴力団に金を出さない  
の「三ない」運動を推進するとともに、暴力犯罪についてはどんな小さなことでも、すぐ警察に110番してください。

## 空き缶回収用ゴミ袋を配布します

4月1日から5月20日まで春の環境美化運動が実施されます。

皆さんのところで空き缶回収活動がされる場合には、回収用ゴミ袋を役場保健衛生課で配布します。

どうぞ、ご利用ください。  
◎県下一斉空き缶等回収の日  
平成4年5月10日(日)



## 新潟技術開発セミナー 能力開発セミナー のお知らせ

雇用促進事業団新潟技能開発センターでは、一般企業の従業員等の技能習得と向上を目的に技能講習会を行っています。

詳しくは、長岡市住吉3-1-1 雇用促進事業団新潟技能開発センター開発援助課へ (☎0258-37-0450)

## 初心者ゴルフ教室 のお知らせ

教育委員会ではスポーツ教室の一環として、初心者ゴルフ教室を次により開催いたします。

多数ご参加下さるようお願いいたします。

◇日時 5月14日(休)から6月11日(休)までの毎週木曜日  
(全5回)午後7時30分～午後9時まで

◇会場 リッツ企画(長岡市川崎)  
《直接会場へ集合》

◇対象 初心者のみ

◇人数 15名程度

◇参加費 4,000円(ボール代は別途個人負担)

◇申込期限 平成4年2月24日(金)まで。  
ただし募集人員になり次第締切らせていただきます。

◇申込み問い合わせ 中之島町教育委員会まで(Tel0258-66-3242)



## 性にとられず いきいきと暮らせる時代を築きましょう

一第44回婦人週間一

昭和21年4月10日の衆議院議員総選挙で、日本の女性は初めて参政権を行使しました。

労働省ではこの日を記念して4月10日から1週間を「婦人週間」と定め、婦人の地位向上のための啓発運動を全国的に実施してきましたが、今年は44回目を迎えます。

これまで婦人の地位向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度面

での平等はかなり達成されましたが、職場・家庭・地域において真の男女平等を実現するためには、男女一人一人が、そして社会全体が意識的に努力をしていく必要があります。

当室では、希望者に婦人週間のパンフレットをお送りいたします。

住所・氏名を明記され175円切手を同封の上、下記住所へお申し込み下さい。

〒951 新潟市川岸町1-56  
新潟婦人少年室

## 平成5年 歌会始のお題は「空」です

平成5年歌会始のお題が「空」と定められました。

○詠進歌の詠進要領

- 1.自作の歌で1人1首とし、未発表のものに限ります。
- 2.用紙は半紙(和紙)とし、毛筆で自書してください。

(書式図)

職業	郵便番号	住所	氏名	年	月	日	生	所
								空

(約33センチメートル)

3.詠進の期間は9月30日までの郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

4.あて先「〒100 東京都千代田区千代田1番1号 宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。

5.問い合わせ 直接、宮内庁式部職あてに郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、9月20日までに問い合わせてください。

## 締め出そう 暴力団は街の敵

新潟県は、上越新幹線及び関越道、北陸道等の全通に伴い、関東、関西圏

# 中之島町住宅建設対策資金

## 融資制度の御案内

この制度は、住宅を建設（増改築を含む）しようとしていて、自己資金の不足する人のうち、一定の資格要件を備えた人に対して、資金を融資することにより、持家の促進と町内住宅建築関連業界の振興を図るために行うものです。

### ⌘ 融資を受けることができる人 ⌘

次の条件のすべてに該当する人は、融資を受けられます。

1. 中之島町に自ら居住するための住宅を建設（増改築を含む）しようとする人
2. 建設する住宅を中之島町の関連業者に依頼して建設する人
3. 融資を受けなければ住宅を建設できない人で、前年1年間の収入金額又は所得金額が次の金額以下の人

給与所得のみの人	その他の人
収入金額 700万円	所得金額 520万円

4. 新改築の住宅部分の床面積が、50㎡以上の住宅を建設する人  
（増築については、10㎡以上）
5. 町税を完納している人
6. 融資の返済能力を有している人

### ⌘ 融資金額 ⌘

1戸当り 10万円単位で、50万円以上 400万円まで

### ⌘ 融資の条件 ⌘

1. 利率及び償還期間  
年利 4.95% 償還 15年以内
2. 償還方法  
元利均等毎月償還（ボーナス併用可）とする。  
元利金の全部について繰上げ償還ができます。

3. 担保及び連帯保証人1人以上  
その他金融機関の定めるところによります。

### ⌘ 融資の時期 ⌘

- ・金融機関と金銭消費貸借契約を締結した後とする。
- ・平成5年3月31日までに借入れないと融資決定は無効となります。

### ⌘ 取扱金融機関 ⌘

次の金融機関の窓口申込書を置いて受け付けを行います。

中之島町農業協同組合  
㈱ 第四銀行今町支店  
㈱ 北越銀行今町支店  
㈱ 新潟中央銀行今町支店  
新潟県信用組合今町支店

### ⌘ 融資申込 ⌘

1. 融資希望者は、平成4年4月15日から平成4年5月15日までに、融資申込書を取扱金融機関に提出してください。
2. 申込に必要な書類
  - ① 融資申込書（各金融機関にあります）
  - ② 申込人及び連帯保証人の収入・所得証明書（平成2年分）
  - ③ 土地の更正図
  - ④ 住民票（世帯全員の写）
  - ⑤ その他、金融機関が必要とする書類
3. 同一建物についての重複申込みはすべて無効となります。

### ⌘ その他 ⌘

融資申込者が多数の場合は、抽選により融資を決定いたします。

問い合わせ先

◎ 取扱金融機関の窓口

◎ 中之島町役場産業課 ☎ (0258) 66-2101